

事務所管理 R4(報酬請求) 機能アップ対応版 (Ver.19.20) のリリース

機能アップ等に対応した、事務所管理 R4 (報酬請求) Ver. 19. 20 のリリースについてご連絡いたします。

1. 発行プログラム

発行プログラム	リリースバージョン	データ変換対象バージョン
事務所管理 R4 (報酬請求)	Ver.19.20	Ver.15.10 以降

事務所管理 R4 (顧問先管理) も Ver. 19. 20 をリリースします。
顧問先管理を Ver. 19. 20 にバージョンアップする場合は、報酬請求も Ver. 19. 20 にバージョンアップしてください。

※ライセンスが変更になります。19.2用のライセンスが必要です。

報酬請求のライセンスについて

報酬請求は、顧問先管理のライセンスを使用します(顧問先管理と報酬請求のライセンスは共通です)。

ライセンス認証は、顧問先管理および報酬請求インストール後、Ei ボードまたは報酬請求のいずれかの起動時に表示される「ライセンス取得画面」で行います。なお、報酬請求でライセンス認証する場合は、先に顧問先管理を Ver. 19. 2 にバージョンアップしてください。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 19. 10 以上が必要です。

2. プログラムの提供方法

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2020年3月18日(水)

2-2. マイページのダウンロード公開

2020年3月18日(水)

※マイページからの提供は、顧問先管理プログラムを含めた「事務所管理 R4 Ver. 19. 20」になります。

3. プログラムの対応内容（予定）

3-1. 領収証：カラー印刷対応

領収証の出力条件画面に「モノクロ印刷／カラー印刷」の設定を追加し、帳票名の背景色のカラー印刷に対応します。

領収証

No. _____

テスト食品 様

初期設定は青
(請求書の初期設定と同色)

¥50,000 (内消費税等 ¥4,545 内源泉所得稅等 ¥4,641)

上記の金額正に受領いたしました

印紙税法の規定により
非課税

半額印

サンプル会計事務所
山田太郎
〒105-0011
東京都港区芝公園xxxxx

TEL 03-1111-1111
FAX 03-1111-1111

色変更の設定：

請求書や見積書と同様、帳票名設定（[設定]→[帳票名設定]）で出力する色を変更できるように対応します。

3-2. 顧問先設定：顧問先取込での登録情報の改善

顧問先取込（顧問先設定一覧画面の[取込]ボタン）で新規に顧問先を追加したとき、次の項目は会計事務所基本情報の設定を初期値として登録するように改善します（[追加]で新規に顧問先を追加したときと設定内容を合わせます）。

- ・消費税等 課税区分
- ・消費税等 端数処理
- ・源泉所得稅等 端数処理（事務所区分が「会計事務所」の場合）

3-3.伝票自動作成：「顧問先別細目の設定の内容に従って作成する」の入金伝票の入金額を変更

「顧問先別細目の設定の内容に従って作成する」を指定して自動作成した入金伝票に設定する入金額を次のように変更します。

変更前（現行バージョンの動作）：

顧問先別細目設定で設定されている「報酬」または「単価」を入金額に設定

変更後（対応内容）：

顧問先別細目設定で設定されている「報酬」または「単価」に、細目の源泉税や消費税のあり・なしの設定に従い、顧問先設定の消費税等の課税区分が「税抜き」の場合は消費税額分を加算し、源泉所得税等の納付方法が「先方納め」の場合は源泉所得税等額分を減算した金額を入金額に設定

→同一の細目で報酬伝票を作成したときの「請求額」に相当する金額を入金額に設定するように対応

対応背景（お客様からのご要望例）

入金伝票を「顧問先別細目設定の内容に従って作成する」で作成したとき、顧問先別細目設定の報酬額や単価を入金額に設定しているが、消費税が税抜きや源泉税が先方納めの場合などは、その細目で作成した報酬伝票の請求額と入金額が一致しないため、金額の見直しが必要になる。

3-4.前回請求額初期設定：設定した締日のクリア処理の対応

誤って設定した場合など、各顧問先で設定した締日をクリアできるように対応します。請求処理をまだ実行していない顧問先に対して実行できます。

3-5.共通基本情報復元機能の対応（新規追加機能）

共通基本情報が存在しない顧問先の共通基本情報を一括復元（追加）する機能を新規追加します。

対応背景（お客様からのご要望例）

報酬請求のバックアップデータには各顧問先の共通基本情報は含まれていないため、PC移行などでバックアップデータを異なるPCにリストアしたときは、リストア先に各顧問先の共通基本情報は新規登録されません。

顧問先の共通基本情報が存在しなくても、報酬請求の動作に不都合はありませんが、お客様からのご要望対応として、共通基本情報が存在しない顧問先に対して、報酬請求のデータより一括で共通基本情報を復元（追加）する機能を追加します。

以上、よろしくお願いいたします。